

## 生徒心得

学校は、生徒の学力向上をめざす勉学の場であるとともに、学校行事やHR・部活動等に積極的に参加して、良識ある主権者としての人格を形成し、友情をはぐくむ場である。

### 第1章 服装および携帯品

#### 1 制服

##### (1) 冬季

###### <学生服型>

- ア 黒色の詰め袖で所定のボタンをつけた標準学生服とし、ズボンを含め変形のもの着しない。
- イ シャツは学校指定の白いワイシャツとする。
- ウ 上衣の襟に右へ校章・左へクラス章をつける。
- エ ソックスは白・黒・紺などの無地とする。（ワンポイントは許可）
- オ ベルトは皮製のものが望ましい。色は黒または茶とする。

###### <ブレザー型>

- ア 学校指定のものとする。（濃紺色サージ類で、上衣はダブル背広型、中衣は指定のシャツに規定紺色のネクタイ、スカートは前後6ヶ所にボックスプリーツ、スラックスの着用も可能）
- イ 上衣の右襟に校章・左胸の中央にクラス章をつける。ネクタイには校章入りのネクタイピンを用いる。
- ウ スカート丈は標準的な長さ（膝がかくれる程度）とする。
- エ ソックスは白・黒・紺などの無地とする。（ワンポイントは許可）ストッキングは黒とする。

###### <防寒着>

- ア 学校指定のセーター・ベスト（ブレザー）を着用しても良い。
- イ 登下校時の防寒着として学生服又はブレザーの上にレインコート、ハーフコート、ダウン、ジャンパー等を着用しても良い。色は黒・紺・灰色・白等の派手でないもので、華美でないものに限る。

##### (2) 夏季

学生服型・ブレザー型とも夏季制服は学校指定のものとする。

# 冬季制服図

## 標準型学生服(学生服型)

### 上衣

#### カラー

白の普通カラーが標準です。

#### 校章

#### ステッチ

縫製上不要なステッチや装飾的なステッチを入れることは不適当です。

#### ダーツ

シルエットを整える為の仕様にはダーツをつける方法とつけない方法がありますので、ダーツの有無は問いません。

#### 袖口の作り

筒状又はあきみせ状になっているものが標準です。

#### 前合せ

ファスナーをつけることは不適当です。

#### 裏地

装飾的な刺しゅうや絵柄、派手な色柄のついたものは不適当です。黒い色とする。

#### 襟

襟の高さは前部が低く後部が高くなっています。後部襟の高さは4cm±0.2cm程度が標準です。

#### クラス章

#### 前身頃

5個

#### 内ポケット

切りポケット又はファスナー付が標準です。

#### 胴の部分

極端なウエストのシボリはありません。

#### ポケットライン

着用して、ほぼ水平になります。

#### 袖口釦

2個が標準です。

#### 袖口巾

まっすぐになっています。

### スラックス

#### 腰の型

いずれも標準です。ベルト通しのないものは不適当です。

#### タック

ノータック又はワンタックが標準です。

#### ベルト通し

数は7~9本、長さは4.5~5cmが標準です。但し位置が極端に下っているものは不適当です。

#### 後ポケット

切りポケットが標準です。

#### 脇ポケット

斜め又はタテ型が標準です。

#### ワタリ巾

極端に細いもの、太いものは不適当です。

#### ヒザ巾

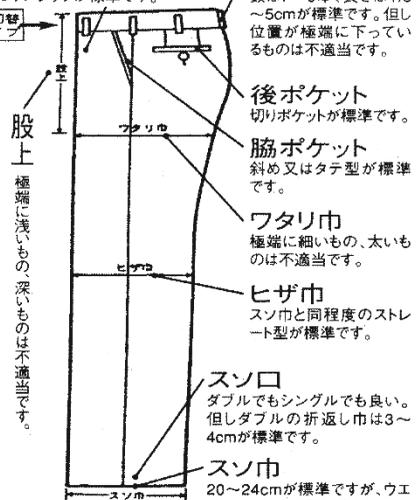
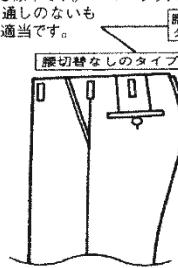
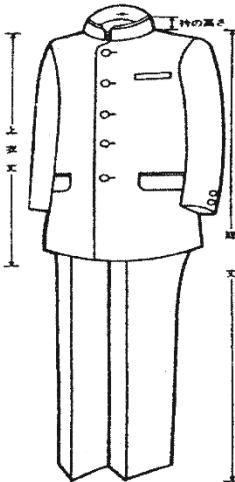
スノ巾と同程度のストレート型が標準です。

#### スノ口

ダブルでもシングルでも良い。但しダブルの折返し巾は3~4cmが標準です。

#### スノ巾

20~24cmが標準ですが、ウエストサイズにより若干異なります。



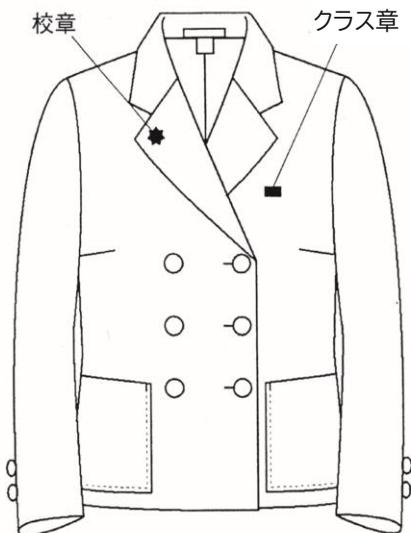
※上衣丈は総丈の2分の1加減2~3cm。但し、新入時は大きめのサイズで可。総丈は、身長から概ね21~23cm位引くと良い。

## 学校指定制服(ブレザー型)

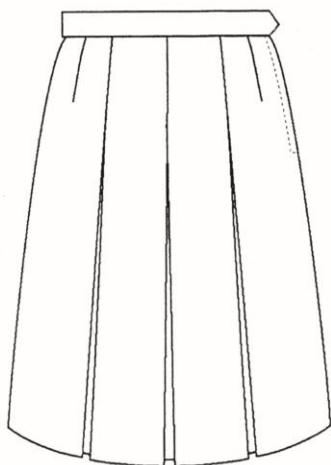
### 上衣

氏名を裏に入れる

ネクタイ…規定のもの



### スカート



スカート丈は、膝がかくれる程度とする。  
学校指定業者以外での加工はしない。

スラックスに変更することも可能です。

## 2 頭 髪

頭髪は、常に清潔を保ち、他人に不快や畏怖の念を抱かせてはならない。ただし、個別の事情により特別な配慮の申し出があれば、その都度協議をする。パーマ・脱色等の加工は禁止する。

<男子>自然のままとし、耳にかぶらないようにする。

<女子>(1)自然のままとし、肩に達するものは、えり足がはっきりとするように結ぶ。

(2) 髪留め等は、華美でないものとする。

## 3 靴

(1) 通学靴は黒の革靴か合成皮革靴を基本とする。華美でない運動靴でも可とする。

(2) 上履きは学年ごとの学校指定のものとする。体育館では専用シューズを用いる。

## 4 携 帯 品

(1) 学校生活に不必要な金銭や物品を持ち込まない。

(2) 携帯品には必ず記名をし、保管に万全を期する。

(3) 貴重品はクラス担任に申し出て、保管を依頼する。

(4) 携帯電話は非常用として校内への持ち込みを認めるが、登校時から放課するまでは電源を切り、持ち歩かない。なお、建物内・通路での使用は禁止する。

## 5 そ の 他

(1) カバンは学生にふさわしい華美でないものとする。

(2) 指輪・ピアス等のアクセサリー類、マニキュア・アイライン等の化粧品はすべて禁止とする。

(3) 眉の加工は、整える程度とし、過度な加工（眉を描く、全剃り等）は禁止とする。

## 第2章 校内生活

学校は、個人の学習の場であると同時に、生徒全体の生活の場である。お互いに校内の秩序を乱すことのないように、規則正しい行動をするように心がける。

### 1 登校・下校

- (1) 登校時間は8時25分までとし、下校時間は16時45分とする。ただし、担当教員の監督のもとで時間外の活動が認められる。その際の下校時刻は原則として19時30分とする。
- (2) 時間割については、日課時間割表を参照すること。

### 2 出欠席

- (1) 始業時刻8時25分以後の登校はすべて遅刻とする。ただし、次の場合は遅刻として扱わない。

ア 天災・公共交通機関の事故など、不可抗力の事由による遅刻（原則として、遅延証明書を提出する。交通機関等からの連絡があった場合は必要としない）。

イ 事前に顧問等により全職員に了解を得た遅刻（通常の部活動等でHRに遅れた場合は、すべて遅刻扱いとする）。

- (2) 帰りのSHR時に担任が不在を確認したものは、原則として早退とする。
- (3) 出席停止は次のものとする。

ア 学校保健安全法などに基づく欠席

イ 天災など、不可抗力の事故による欠席

ウ 入学試験・就職試験などで、校長が出席しなくてもよいと認めたもの

- (4) 忌引きの日数は原則として以下の通りとする。ただし、日曜・祭日等の休日も含める。

ア 父母 7日以内

イ 兄弟姉妹 3日以内

ウ 祖父母 3日以内

エ 曾祖父母・伯叔父母・甥姪 1日

(5) 公欠席について

校長が、教育活動の一環として認めた場合は、出席扱いとする。早退についても同様の場合、公早退とし、早退としては扱わない。

(6) 欠課について

ア 授業を受けない場合は、理由の如何を問わず、その授業は欠課とし、特例は認めない。

イ 授業開始後、遅刻・早退などの理由で、その時間の2分の1以上の授業を受けない場合は、欠課とする。

3 定期試験

(1) 定期試験は、1学期中間・期末、2学期中間・期末、3学期学年末（3年生は除く）の5回実施する。

(2) 定期試験1週間前より終了まで、生徒の職員室立ち入りを禁止する。この間、公式戦などの特別な事情のない限り部活動を中止し、家庭学習に専念する。

(3) 不正行為を行った者およびそれを助けた者は、その科目を0点とし、その科目の追試験は実施しない。生徒指導は生徒課の基準により別に行われる。

(4) 答案破棄・受験拒否などの行為を行った者は、その科目を0点とし、その科目の追試験は実施しない。生徒指導は生徒課の基準により別に行われる。

(5) 正当な理由により受験できなかった者は、原則として定期試験後1週間以内に追試験を受けることができる。

4 日直の役割

(1) 教室内の環境・美化に努める。

(2) 伝達事項を連絡する。

(3) 学級日誌を記入する。

5 外出

登校後は定められた日課が終了するまでは校外に出ない。ただし、特別に外出の必要がある場合は、クラス担任の許可を得た上で外出する事ができる。

その際、定められた書式の外出許可証を携行する。

## 6 掲 示

校内連絡・宣伝用の掲示は、所定の場所・期間に限り、生徒課の許可印を得て行うことができる。基本的人権を侵す恐れのあるもの・営利を目的としたもの・風俗を害する内容のものは掲示できない。

## 7 選挙運動・政治的活動

学校内で、教育活動（授業・生徒会活動・部活動等）の場を利用した選挙運動や政治的活動は禁止する。教育活動の場以外においても円滑な学校施設管理や学習活動への支障、学校の政治的中立性の確保への支障が生ずる恐れがある場合には、制限又は禁止する。

## 第3章 校外生活

生徒の日常の生活実態は、校外生活を通して地域社会から注目されている。磐西生としての自覚と誇りを持ち、高校生の本分から逸脱しないように努める。

### 1 通学時・下校時

- (1) 交通規則を守り、正しい交通マナーを心がける。
- (2) 交通機関利用者は、車内での公衆道徳を守り、危険防止に努め、他の乗客に迷惑をかけないよう心がける。
- (3) 自転車通学者は、自転車通学許可を得て、登録証を自転車本体に貼付する。整備不良車や変形ハンドル車での通学は許可しない。
- (4) 自転車で通学する際は、命を守るため、ヘルメットの着用を推奨する。
- (5) 家族の車での送迎は、校門付近道路の混雑を考慮し、できるだけ控える。

### 2 外 出

- (1) 外出は、身分証を携帯することを基本とし、高校生としての品位を保つ。
- (2) 外出に際しては、行く先・帰宅時間を明確にする。
- (3) 夜間の帰宅時間は21時を原則とする。（保護者同伴の場合を除く）。
- (4) 高校生としてふさわしくない不健全な場所には立ち入らない。
- (5) 法を遵守すること。また社会生活のルールに逸脱するような行為は厳に慎む。

### 3 アルバイト・旅行

- (1) アルバイトは原則として禁止とする。家庭の事情によりどうしても必要な者は、事前に所定の手続きを経て、許可されれば学校休業日に限り行うことができる。無断アルバイトは絶対にしない。
- (2) 長期休業中のアルバイト許可については別に定める。
- (3) 学割証を必要とする時は、旅行許可願（学割発行申込書）を早めに申し出る。

### 4 祭典

学校への届け出は必要ない。ただし他地域への祭典参加は、禁止する。

### 5 交通安全について

交通社会に生きる我々にとって、交通問題を避けて通ることは困難な時代になっている。そのため交通安全を基本的な生活習慣として位置づけ、あらゆる機会を通して交通道徳を学び、責任と義務を銘記し、安全の確保に努めなければならない。

- (1) 交通三ない運動を推進する。

「バイクについて（免許を）取らない・乗らない・買わない」

- (2) 交通安全宣言

私達、静岡県立磐田西高等学校生徒一同は、全校生徒一丸となって交通安全を確認し合い、交通ルールの遵守と、交通事故のない明るい学校生活にすることを誓います。

ア 自他の生命の尊重と身体の安全を願い、交通安全に努めます。

イ 交通事故の被害者にも加害者にもならないように努めます。

ウ 歩行の際は、右側通行はもちろんのこと横断歩道および歩道橋を渡り、事故に遭わないように努めます。

エ 自転車に乗る時は、他の通行者の迷惑にならないよう交通ルールを守り、傘さし運転・二人乗り運転・並進運転・無灯火運転・一時停止違反・携帯電話使用やイヤホン着用など危険な乗り方をしないよう努めます。

オ 磐西生一人ひとりが常に交通マナーの向上に努め、地域住民の模範として交通安全を推進します。

### (3) 違反・事故の届出

法令違反や交通事故（加害・被害・自損等）が発生した場合、クラス担任と生徒課交通係に速やかに報告する。

## 6 運転免許の取得

(1) 普通運転免許の取得については、クラス担任の承認を得て、3年部職員及び生徒課交通係の指導により行う。

### ア 自動車教習学校への入校資格

①原則として就職内定者および進学合格者

②申し込み時において満18歳以上の者、または、2か月以内に満18歳となる者

③次の事項に該当しない者

a 3年1、2学期に欠点のある者（再試験で追認された者は除く）

b 生活面で問題のある者

c 校納金未納の者

イ 自動車学校は、原則として自宅近くの学校を選ぶこと。

ウ 免許を取得しても自動車の運転をしない。在学中に免許証が交付されたら、保護者の下で責任を持って管理する。

エ 本人名義の車の所持や車の貸し借りを禁止する。

## 第4章 保健衛生

### 1 健康管理

(1) 生徒は自ら環境を整え、健康な生活を築くよう努める。

(2) 心身の健康問題は、クラス担任や身近な人に相談し、相談室・保健室等を利用して早期の解決を図る。

(3) 自他の健康についてお互いに配慮し合い集団の健康の保持増進に努める。

### 2 独立行政法人日本スポーツ振興センターについて

(1) 共済掛金 保護者負担分 1,670円（1年分：学年会計から支出）

(2) 給付を受けられる学校管理下の範囲

授業中・部活動中・学校行事中・休憩時間中・登下校中

(3) 医療費の給付 診療開始から治癒までの保険診療総医療費が5,000円以上の傷病について、その4/10が支給される。

- (4) その他、状況に応じて障害見舞金（登下校中の場合は規定額の半額）・死亡見舞金・供花料が支給される。
- (5) 給付手続 保健室へ申し出て「医療等の状況」等を受け取る。それを病院等で記入してもらい、保健室へ提出する。
- 3 財団法人静岡県高等学校安全振興会について
- (1) 共済掛金 1,520 円（1 年分：学年会計から支出）
- (2) 学校管理下の範囲は日本スポーツセンターの定めるところによる。
- (3) 給付の種類と内容
- 傷病見舞金…日本スポーツ振興センターも給付額が5万円以上のものに、その給付額の20%が支給される。
- 障害・死亡見舞金…日本スポーツ振興センターが定める額の60%が支給される。
- ※日本スポーツ振興センター、高等学校安全振興会に関する事項で不明な点は、保健室へ問い合わせる。
- 4 静岡県高P連 賠償責任補償制度について
- (1) 掛金 年間 200 円（1 年分：PTA 会計より支出）
- (2) 補償の範囲 日本国内における、学校生活を含む日常生活全般に起因する賠償責任（24 時間）
- (3) 補償限度額 対人・対物合算で1事故1億円（自己負担額1事故5,000円）
- (4) 生徒が賠償責任を負う事故が発生した場合、学校に報告するとともに、下記の事故受付フリーダイヤルまで、①学校名 ②事故発生日時 ③事故発生場所 ④加害者の氏名 ⑤被害者の氏名 ⑥事故の原因 ⑦被害の程度を連絡する。
- 〈静岡県高P連 賠償責任補償制度事故受付電話〉  
（フリーダイヤル）0120-985-024（あんしん24受付センター）  
〈受付時間：365日24時間〉

## 第5章 願 ・ 届 書

以下の場合には願・届書を提出する。

### 1 諸 願

- (1) 退学・休学・復学・転学をするとき（保護者並びに本人の署名）。ただし、病気休学・回復による復学は医師の診断書を添える。
- (2) 証明書（成績・卒業・卒業見込・在学）の交付を受ける時（本人の署名）。

### 2 諸 届

- (1) 欠席・早退・遅刻・欠課・忌引等をするとき（欠席・遅刻・忌引等の連絡は保護者が行うものとする。遅刻登校時は入室許可証、早退時は早退許可証に記入する）。忌引日数は別に定める。（第2章「校内生活」参照）。
- (2) 住所・姓名・保護者が変更したとき（保護者の署名捺印）。

## 第6章 特 別 指 導

校内外生活の規則違反や法律違反等を起こした生徒は、訓戒、謹慎、方向転換、退学などの対象となる。

# 生徒会会則

昭和 27. 7. 7 制定

昭和 29. 11. 1 改正

昭和 35. 4. 1 改正

昭和 39. 4. 1 改正

昭和 42. 4. 1 改正

昭和 55. 12. 8 改正

平成 3. 4. 1 改正

平成 15. 4. 1 改正

平成 17. 10. 11 改正

平成 19. 12. 11 改正

令和 3. 4. 19 改正

令和 7. 4. 1 改正

## 第1章 総 則

### 第1条 名 称

本会は静岡県立磐田西高等学校生徒会と称する。

### 第2条 目 的

本会は自治活動を通じて会員相互の啓発を図り、自治的精神を基調とした校風の樹立に努め、学校生活を豊かにし、良き社会人となるための人間完成を期することを目的とする。

### 第3条 権 限

本会は校長の認めた範囲内において活動し、校長は生徒会のすべての活動に対し最終的な決定権を持つ最高責任者である。

## 第2章 会員及び役員と役員選挙

第4条 本会は本校生徒全員を会員とする。

第5条 本会に次の役員を置く

会長1名・副会長2名・書記長1名・書記1名・会計長1名・会計1名・執行委員長1名・執行委員若干名。

第6条 会長及び副会長は会員中より立候補し、総選挙により投票数の最高数をも

って決める。

第7条 書記（長）・会計（長）・執行委員長は生徒会顧問及び正副会長の推薦によって定められる。

第8条 選挙に関しては、各クラスより2名を選出して選挙管理係を設け、一切の事務をこれに委任する。

### 第3章 役員の資格及び任務

第9条 役員は原則として兼任できない。

第10条 会長は本会を代表し、自治に関する最高責任を負い、執行者として一切の事務を遂行する。

第11条 会長は生徒総会・クラス委員会を招集する。

第12条 書記長は生徒総会・クラス委員会の会議の記録及びこの会すべての書類を保管し、その結果を掲示板その他で会員に報告する。

第13条 会計長はすべての収支を正確に記帳する。ただし金銭の出納は学校の会計係に委託する。

第14条 副会長・書記・会計・執行委員は生徒会長・書記長・会計長を補佐とする。

### 第4章 役員の選任と解任

第15条 役員の任期は1年を原則とし、改選は7月の前半月内に行う。

第16条 会員はその役員がその任務を果たさなかった場合、会員3分の1以上の同意を得て不信任案をクラス委員会に提出することができる。

第17条 クラス委員会は辞表及び不信任案を審議し、会員の3分の2以上の同意があればこれを認め、改選は選挙管理係に委任する。

第18条 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

### 第5章 会議と委員会

#### 第1節 生徒総会

第19条 生徒総会は生徒の意思反映の機関であり、生徒会員をもって構成する本会の最高議決機関である。

生徒総会の主議題は次のとおりである。

- (1) 会則改正の承認
- (2) 予算、決算の承認
- (3) 本会行事報告の承認
- (4) クラス委員会で処理された後の事項の承認
- (5) 役員解任の決定

第 20 条 生徒総会は毎期開くことを原則とする。

第 21 条 生徒総会は会員の3分の1以上またはクラス委員会の要求により、校長の了解を得て、会長は開催の2日前に会員に議題を公示しこれを招集する。

第 22 条 生徒総会は会員の5分の4以上が出席した時成立し、定員に満たない時または議決に至らない場合には1週間以内に再開する。

第 23 条 生徒総会における議決は出席人員の3分の2以上の同意を必要とする。

第 24 条 生徒総会は校内公開とし、職員は任意に出席し議長の承認を得て発言することができる。

## 第2節 クラス委員会

第 25 条 クラス委員会は本会の代行議決機関であって自治に関する原案を計画立案する。

第 26 条 クラス委員会は第5条の役員とクラス委員とで構成する。必要に応じて委員会も出席できる。

第 27 条 クラス委員は各クラスから立候補あるいは投票により2名を選出する。そのクラス委員よりクラス委員会正副議長各1名を選出する。

第 28 条 クラス委員会は成員3分の1以上及び職員会の要求ある時またはその他必要な場合、会長がこれを招集する。

第 29 条 クラス委員会は成員3分の2以上の出席により成立し、流会の時は会長が3日以内に再開する。

第 30 条 議決事項は校長の承認を得てこれを公示し、1週間以内にその効力を生ずる。

## 第3節 委員会

第 31 条 本会の目的達成のための委員会を設ける。

## 第32条 委員会

- (1) 各委員会は各クラスより原則2名の選出をもって構成する。任期は原則として前期4～9月、後期10月～3月とするが1年間の場合もある。
- (2) 各委員会の内容は次のとおりである。

a 美化委員会	b 風紀委員会	c 体育委員会
d 保健委員会	e 図書委員会	f 放送委員会
g 交通安全委員会	h 応援委員会	i 双翼誌編集委員会
j 文化祭実行委員会		
- (3) 各委員会は委員長・副委員長を選出し、その活動に応じて規則を設ける。
- (4) 委員会には所属しないがクラスから選出される係として選挙管理及び会計・アルバム・進路・修学旅行がある。任期は委員会に準じる。

## 第6章 生徒集会、部活動及び通学区会

### 第1節 生徒集会

第33条 この運営は生徒会の会長がこれに当たる。

### 第2節 部活動

第34条 現在の部活動は次のとおりである。

◎ 文化部

美術・書道・家庭・簿記・珠算・音楽・科学・ワープロ・茶道・華道・演劇・  
情報処理・ダンス

◎ 運動部

陸上競技・水泳・野球・男子バスケットボール・女子バスケットボール・男  
子バレーボール・女子バレーボール・男子テニス・女子テニス・剣道・卓  
球・サッカー

第35条 新設部について

(1) 新設

ア 球技などの集団種目については10人以上、陸上、水泳など個人種目は職員協議の上決定する。

- イ 原則として1年間は同好会組織とし、人数・使用場所・担当顧問など条件が整った時、2年目から部に昇格する。
- ウ 対象生徒は1年生だけとし2、3年生の加入は原則的に認めない。
- エ 現在休部の部については人数・使用場所・担当顧問と条件が合えば初年度から部として活動できる。廃部の部については同好会から実施していく。
- オ 休部が3年続いた場合、その部は廃部とする。

### 第3節 通学区会（PTA 学区と同じ）

- 第 36 条 この会は会員の校外活動における連絡及び風紀の維持向上に努め、会員相互の親睦を図る。
- 第 37 条 この会は会員の所属する地区をもって構成し、必要に応じて開くことができる。

## 第7章 会 計

- 第 38 条 生徒会費は、月額を650円とする。
- 第 39 条 本会の予算案編成は生徒会顧問・会長及び会計がこれに当たり、予算審議会は生徒会顧問・正副会長・書記・会計及び委員会の正副委員長により構成され、顧問は任意に出席する。
- 第 40 条 支出の要求ある場合は各部の顧問職員、課長及び校長（教頭）を経て学校経理係に必要書類を提出しなければならない。
- 第 41 条 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 補 則

- 第 42 条 本会は応援委員会を設けその活動は別項の規定による。
- 第 43 条 本会則の改正はクラス委員会の過半数の賛成をもって発議し、生徒総数の3分の2の賛成を必要とし、校長の承認を要する。
- 第 44 条 生徒会改選の場合は、役員及び委員は時期の生徒会成立までその任務を代行する。
- 第 45 条 本会の会則は平成 19 年 12 月 11 日より実施する。



災害発生時の対応

第1章 台風による防風時の対応基準

	家 庭	学校
	(平日の登校前の対応)	
注意報発令	登校	状況により判断
暴風警報発令	気象庁発表の情報で午前6時に 発令されている場合  →家庭待機	状況により判断
暴風警報解除	気象庁発表の情報で午前11時までに 解除されていた場合  →安全を確認して登校 (午後1時に SHR)	/
	気象庁発表の情報で午前11時以降 解除の場合(午前11時を含む)  →休校	

〈その他〉※大雨・暴風の特別警報への対応は、暴風警報への対応と同じ。

※公共交通機関が不通の場合や安全に登校することが心配される場合は学校に連絡し、  
自宅待機するか状況を見て登校する。

※なお、学校よりの連絡は一斉メールの「きずなネット学校連絡網」を通じて行う。

**困った時に相談できるところ** 一人で悩まず、話してみよう

## 1 教育相談室（北館1階 生物室手前）

- ・学校生活・友人関係・学習など気軽に相談してください。
- ・月に1回程度、スクールカウンセラーが来校し相談に応じています。  
詳しくは、相談室・担任の先生に問い合わせてください。

## 2 校外の相談機関

☆ハロー電話「ともしび」 \*匿名でも相談可能

◎電話番号／ 0537-24-8686（掛川局） 053-471-8686（浜松局）

◎相談受付／ 平日10:00~17:00

☆24時間子供SOSダイヤル

◎電話番号／ 0120-0-78310（フリーダイヤル）

☆静岡県うちあけダイヤル（LINE相談） \*名前を名乗らずに相談可能

LINEアプリの「友だち追加」から「QRコード」または「ID検索」で友だちを追加。



ID: @shizuokasoudan

◎相談受付／ 平日15時~21時、土日祝日17時~21時

※時間は変更になる可能性あり

☆磐田市 こども・若者相談センター【若者相談ダイヤル】

◎電話番号／ 0538-37-2752

◎相談受付／ 平日8:30~17:00

☆ピアーズポケット

性に関する正しい知識をもった「ピアっ子」（看護系大学生が中心）に、友達感覚で気軽に相談できる。

◎電話番号／ 055-952-7530

◎相談受付／ 水13:00~17:00 土10:00~17:00

◎メー ル／ shishunki@poem.ocn.ne.jp